

令和7年度【次世代自動車用】 墨田区地球温暖化防止設備購入助成制度 (電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車)

◆ **申請受付期間** ※購入後の申請となります。

当該次世代自動車の初度登録日の翌日から1年以内

ただし、令和7年度の申請受付期間は、令和7年4月1日～令和8年2月27日
です。予算額に達した場合は、その時点で受付を終了します。

◆ **助成対象者**

車の使用の本拠の位置が墨田区にある個人所有者（自家用車に限る。）

(※ただし、所有権留保付ローン購入の場合は車の使用者が申請可能です。)

次の要件をすべて満たしている方が対象になります。

- 初度登録から申請時まで引き続き墨田区内に住所を有していること。
- 住民税を滞納していないこと。
- 次世代自動車の販売・譲渡を目的としていないこと。
- 申請者は、購入した車の契約者であり、領収書の名義人であり、かつ助成金の振込み口座の名義人であること。(所有権留保付ローン購入を除く。)
- 中古車・リース購入でないこと。
- 過去に墨田区の当助成金を受けていないこと。

【担当・問合せ先】

墨田区環境保全課環境管理担当

〒130-8640 墨田区吾妻橋1-23-20

電話：5608-6207 / ☎：KANKYOU@city.sumida.lg.jp

FAX：5608-1452

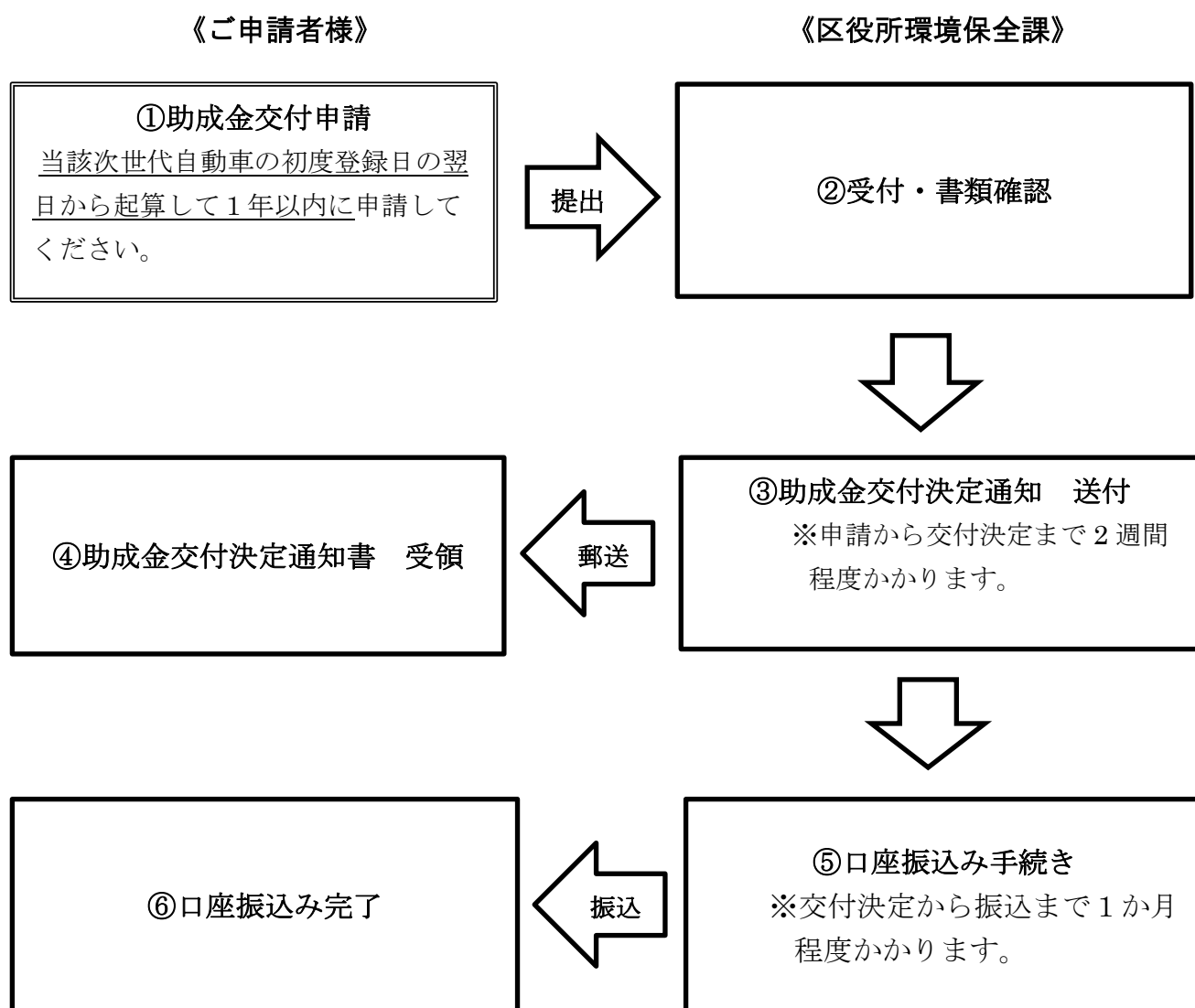


◆ 助成対象設備・助成金額

電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車

設備に係る要件	助成金の額
一般社団法人次世代自動車振興センターが定める「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」における補助対象車両となっている、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車。 対象車両は、以下のURLよりお調べいただけます。 一般社団法人次世代自動車振興センター http://www.cev-pc.or.jp/hojo/cev.html	一律 100,000円 ただし、区の助成金額と他の補助金の合計額が対象経費を上回る場合は、対象経費から他の補助金を差し引いた額（1,000円未満切り捨て）とします。

◆ 申請手続きの流れ



※①～⑥まで1か月半程度かかる見込みです。

◆ 申請に必要な書類

様式（書類の名称の最後に★印がついているもの）は、区のホームページより印刷できます。

証明書類は直近3か月以内に発行されたものを提出してください。

地球温暖化防止設備 購入助成金交付申請 書（第1号様式）★	初度登録日の翌日から1年以内の車が対象となります。
地球温暖化防止設備 購入助成金交付請求 書兼口座振替依頼書 （第2号様式）★	申請者本人の口座を記入してください。申請者以外の口座への振込みはできません。
自動車検査証記録事項の写し	交付年月日（登録年月日）や、車の使用者、所有者、使用の本拠の位置などの要件を確認いたします。
補助対象車両一覧表	一般社団法人次世代自動車振興センターのホームページに掲載されている補助対象車両一覧のうち、申請対象車両の該当部分を提出してください。
領収書等の写し	車両購入に係る申請者名義の領収書を提出してください。 ※社印等の押印がある領収書をご用意ください。領収書が用意できない場合は、下記のとおりご対応願います。 【銀行振込み等で領収書がない場合】 銀行発行の「振込み証明書（振込み金受領書の写し・金融機関発行の振込み控えの写し等）」 【ローン購入の場合】 販売会社から銀行・クレジット会社またはファイナンス会社宛ての「領収書」※ただし、併記等により<u>申請者の氏名が明記されていることが必要</u>です。 ※車両代金の<u>全額分に相当する領収書が複数枚に分かれる</u>場合は、<u>複数枚の領収書の写し</u>を提出してください。
内訳書または契約書の写し	車名及び購入価格など、車両購入の詳細がわかるものを提出してください。 （例）車両購入の注文書・請求書など
納税確認書類 ※滞納がある場合は、受付できません。	・ 令和6年度分住民税納税証明書 ・ 令和6年度分住民税非課税証明書 ・ 同意書（様式あり、氏名は自署） いずれか1部 ※令和6年1月1日時点で墨田区に住民票がある方は、「同意書」をご提出いただくことで、課税・納税状況を環境保全課で調べることができます。
保管場所標章番号通知書または申請者の任意保険の契約書の写し等 【車検証の所有者と使用者が異なる場合】	使用者と所有者が異なる場合、申請者が車両の使用者であることを確認する<u>次のいずれかの書類の写し</u>を提出してください。 ・ <u>保管場所標章番号通知書</u> ・ 使用者が契約者となっている<u>任意自動車保険契約書</u> （自賠責保険などの強制保険は不可）

※申請内容によって、上記に記載のない書類をご提出いただく場合があります。

◆ 申請書提出にあたってのご注意

- 申請は、当該次世代自動車の初度登録日の翌日から１年以内まで受け付けますが、助成金交付決定はその通知書をもって決定いたします。
- 申請に必要な書類は、環境保全課の窓口へ直接ご持参いただくか、専用フォームからの電子申請をご利用ください。電子申請については、右のQRコードからお申込みください。
(郵送不可、郵送された場合は料金着払で返送します。)
- 窓口へ申請書類を持参される場合、様式に決まりがないものは、全てA4サイズの用紙で提出してください。
- 申請書等の記入にあたり、摩擦で消える筆記具や修正液・テープは使用しないでください。
- 中古車（新古車含む）・リース購入は助成対象外です。

※都や国の補助金と併用できる場合があります。

各種お問合せの上、申請時期、車種などをよくご検討ください。

【国の補助金についての問合せ先】

- ・一般社団法人次世代自動車振興センター

URL : <https://www.cev-pc.or.jp/>

TEL : 0570-001-136

【都の補助金についての問合せ先】

- ・東京都地球温暖化防止活動推進センター（愛称：クール・ネット東京）

URL : <https://www.tokyo-co2down.jp/guide/consult>

TEL : 03-5990-5236（総合相談窓口（家庭向け））